

総務産建常任委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過、及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

平成28年9月13日

上富良野町議会議長 西村昭教 様

総務産建常任委員長 中澤良隆

記

調査事件名 債権管理条例について

1 調査の経過

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「債権管理条例について」に決定、平成28年7月28日及び8月12日、9月6日に委員会を開催し、関係職員の詳細な説明を求めながら慎重に審査を行った。その結果を次により報告する。

なお、今回の調査にあたり理事者においては、各種資料の提出や担当職員の派遣に配慮頂いたことに感謝いたします。

2 調査の結果

(1) 債権管理条例制定の目的と位置付けについて

本条例の制定は、町の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、財政の健全化と町民負担の公平性を確保することを大きな目的としている。

また、町政運営実践プラン28では、「債権管理の適正化」の取り組みが位置付けられ、さらには平成28年度町政執行方針において「債権管理条例について検討する。」と述べられている。

(2) 地方自治体における債権管理の現状

税や町が所有する債権の滞納問題は、すべての地方自治体が抱える重要課題となっている。最近では、病院の診療費、公営住宅の使用料や水道料などの滞納と多岐にわたっている。本来回収されるべき債権が回収されないということは、自治体経営の観点からも決して許されることではない。

債権の適正管理は、町民負担の公平性と円滑な財政運営に直結することから多くの地方自治体でも債権管理条例の制定に取り組んできている。

(3) 債権の種類

地方公共団体の債権には、公法上の原因に基づいて発生する公債権と、私法上の権利に基づく私債権に分類される。税をはじめとする公債権は、行政庁の処分によって発生し、相手方の同意を必要としないが、私債権は

両当事者の合意に基づいて発生し、債務不履行等の場合には民法の規定が適用となる。さらに公債権は、強制徴収できるものとできない非強制徴収公債権に分かれる。非強制徴収公債権と私債権は、差押・換価などの滞納処分が執行できないため、裁判所への手続きを経て強制執行することとなる。

債権を不能欠損する場合、公債権は一定期間を経過すると自動的に債権が消滅するが(地方自治法第236条第1項等)、私債権は、時効を経過しても債権は直ちに消滅せず、債務者による時効の援用、または議会の議決による債権放棄(地方自治法第96条第1項第10号)によらなければならない。

(4) 債権管理にかかる課題

回収が困難となった債権が、そのまま管理され続けていることは、結果的に不要な業務を増大させる状況を招き、行政は法律の根拠に基づき強制的に金銭債権を回収することができるのであり、法律根拠がないものについては回収することができないという状況にある。

(5) まとめ

本町においては、所管課や管理職による滞納処理対策プロジェクトにより徴収業務に力を注いできたことから、収納率は他の自治体と比べても高水準にあるが、一方債権所管課が適切に債権を管理・回収するための全庁的な統一基準がないことから、債権の管理・回収に差異があることなどの課題も見受けられる。

しかしながら、本町における債権管理の適正化は、町民負担の公平性の確保と財政運営の安定化のため極めて重要であることから、債権管理条例の制定について、総務産建常任委員会としては、必要があると判断した。

なお、本委員会としては、町の債権管理と並行して納税者が納税しやすいコンビニエンスストアでの納付やクレジットカードを用いた納付なども前向きに検討されることを期待する。また、真に生活が困窮して滞納している方に対しては、相手に寄り添い親切丁寧に対応されるよう望む。

さらには、豊富な知識、経験を有する税務担当職員の協力を得て、組織全体が一体となって滞納整理に取り組まれることが必要と考える。